

食品表示検定ロゴマーク使用規則

食品標示検定協会のロゴマーク使用に関して、下記の通り使用規則を定める。使用の場合は本規規則に同意し、その規則に基づいて使用すること。

【使用可能な者】

当協会のロゴマークは、食品表示検定初級、同中級、同上級の合格者のみとする。

【使用可能な用途】

原則個人の資格が明確である名刺（※）において使用可能とする。

※ 名刺以外にロゴマーク使用をご希望の場合は食品表示検定協会までお問合せください。

【使用料】

使用料は無償とする。

【申込】

申込は個人、団体で分けるものとする。

＜個人の場合＞

- (1) 食品表示検定協会ホームページからダウンロードする。（氏名、生年月日、合格番号の登録必須）
- (2) 個人の場合、登録した本人のみがロゴマークの使用ができる。

＜団体の場合＞

法人等の団体からの一括使用申込みの場合は下記の通りとする。

- (1) 「ロゴマーク使用申込書」（頁3）に記載し、食品表示検定協会に申請する。
(メール、FAX、郵送可能)
- (2) 食品表示検定協会は、確認後ロゴマーク使用の承認通知と、ロゴマーク画像をメールにて送付する。
- (3) 団体の場合、団体責任において申請時の管理適用範囲におけるロゴマークの管理を行う。

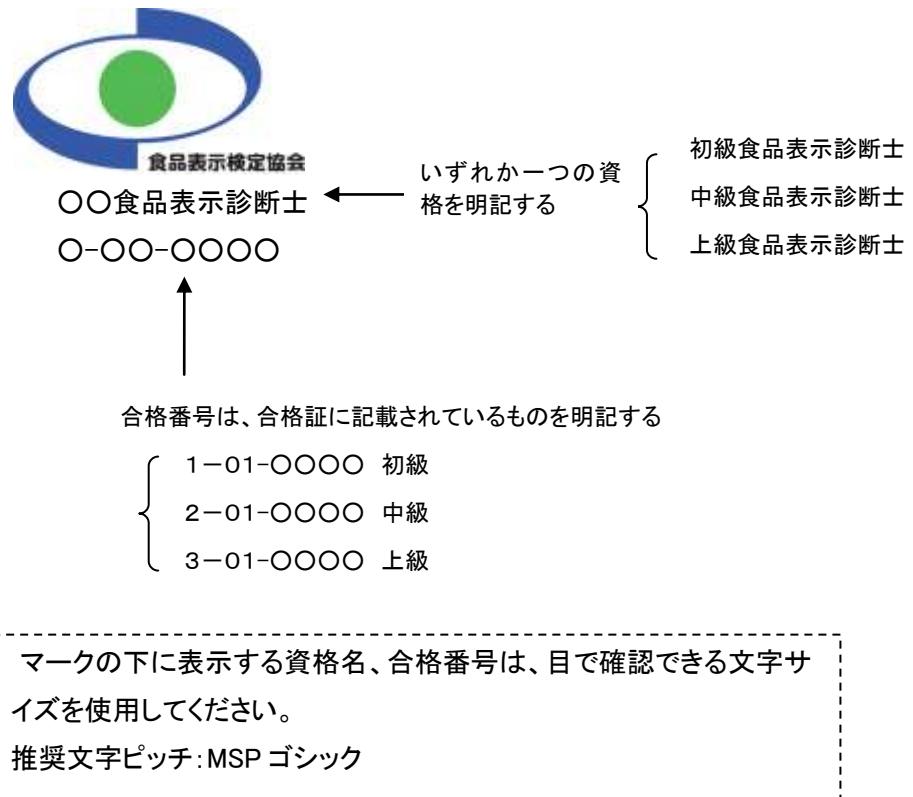
【使用方法】

- (1) ロゴマークは縮小又、拡大は可能だが、上下、左右の比率変更などデザインの変更をしてはならない。
- (2) ロゴマークの色は青と緑のデータをそのまま使用するか、単色の場合は黒を使用する。

(単色の場合、黒 100%色)

- (3)ロゴマークと食品表示診断士の資格名、合格番号はセットでバランス良く使用し、離して使用してはならない。(使用例参照)
- (4)食品表示診断士の資格名の前には初級、中級、上級の合格級を表示しなくてはならない。(使用例参照)
- (5)ロゴマークは第三者に譲渡、貸与することはできない。

(使用例)



【使用中止】

下記に該当するような場合は、当協会は使用者に対して、ロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 本規定に反してロゴマークを使用した場合
- (2) その他、特段の事情が生じた場合

また、使用によって使用者自身或いは第三者等と生じた問題については使用者の責とする。

以上